平成２８年（フ）第１１７９号
大阪市東淀川区大桐５丁目１番34号　大桐ハイツ北　316号
債務者　阿慶田奈美
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２４１号
大阪府豊中市岡町北１丁目１番５－403号、前住所滋賀県米原市顔戸1368番地５
債務者　三谷愛夕未（旧姓北谷）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３１号
大阪府高槻市梶原１丁目１番６号
債務者　山本　正樹
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４７号
大阪市西区新町３丁目６番19―404号
債務者　川浪　光晴
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８１３号
大阪市平野区長吉長原西４丁目４番25―606号
債務者　植木　千雪
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８１９号
大阪府高槻市城西町３番27号
債務者　藤本加代子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９２０号
大阪市平野区西脇２丁目６番12―305号
債務者　高橋　榮進
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５０号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番20―1206号
債務者　浜田　千浩
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４５８号
埼玉県久喜市上清久258番地12
債務者　杉原　　梢
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
新潟県長岡市関原町１丁目4612番地　レオパレス光矢106号室、前住所新潟県長岡市川崎町2228番地15
債務者　山谷　吉秀
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第６５３号
札幌市東区北38条東16丁目２番７－103号
債務者　山際　和子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７８号
札幌市東区北35条東９丁目２番８号　コーポ金沢202号
債務者　三上　麻美
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６８６号
札幌市北区篠路２条２丁目１番20号
債務者　梅基　由紀（旧姓澁野）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９３号
札幌市北区新琴似７条11丁目６番27号
債務者　正村　秀樹
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７００号
札幌市豊平区中の島２条12丁目１番２号　プレステージ201号
債務者　中村　正夫
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０７号
札幌市白石区南郷通８丁目南４番24号　グリーンヒルズ101号
債務者　鈴木　貴文
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２０号
札幌市手稲区富丘１条４丁目２番24号　サンコート稲積公園Ⅱ―205号
債務者　齋藤　春美
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部